ASBJ

第 576 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-3
日付	2026 年 5 月 14 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 254 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）において、簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法について、原則的な考え方に基づき個別の債権等の単位での反証を可能とする事務局の提案に賛同する。

3. 資料(2)第 21 項について、前期末における債務者の内部信用格付がその他要注意先以下であり、当期末において正常先の要判定格付となるケースに関して、「当該反証においては、すべての債権等について発生の認識以降に信用リスクと厳密に比較することなく、各社における新規貸付に関する実務を踏まえると債務者単位で判定することで足りる場合がある」との記載があるが、第 20 項で示した「債務者単位で反証できるとするのは単位が大きすぎると考えられることから、個別の債権等の単位で発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できるようにする」という記載との関係性について確認したい。また、新規貸付に関する実務を踏まえると債務者単位で判定することで足りる場合とは、具体的にどのような場合が想定されているか確認したい。

4. 個々の銀行によって新規貸付に関する実務が異なるため一概には言えないが、何等かの理由により、債権等の内部信用格付が発生の認識時において中間格付であったことが立証可能であれば、債務者単位で判定することもあり得ると理解している。

5. 個別の債権単位での反証に伴い、原則的な方法と同様のデータ整備を必要とすると解釈される懸念があるため、結論の背景において、債務者単位で判定することで足りる場合があることを踏まえた内容を記載いただきたい。

6. その他要注意先に対する債権等の信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、現行の銀行の実務では債務者単位での信用リスク管理が行われているため、個別の債権等の単位で信用リスクの著しい増大がないと反証するためには個別の債権等の単位と債務者

単位の 2 つの信用リスク管理が必要になると考えられる。この点、簡素化された予想信用損失の算定方法でありながら、実務負担が増大する懸念がある。このため、債務者単位での反証を認めることを検討してほしい。

7. 簡素化された予想信用損失の算定方法を選択した財務諸表作成者は、例えば、データの保持等の何らかの理由があり選択するものと考えられる。このため、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証において、原則的な取扱いと同水準の検証及び証明が求めるものではないとの趣旨を結論の背景に記載いただきたい。

以　上